

質 問 回 答 書

令和元年7月1日付け宇城広域連合公告第4号に関することについて、質問があったので下記のとおり回答します。

業務名：宇城広域連合消防本部北消防署 新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託

No.	書類名称	頁番号	質問事項	回答
1	公募型プロポーザル実施要項	P.4	熊本県内に本店又は主たる事務所を有し、当該事務所等がカの要件を満たしていること。とありますが、主たる事務所とは法人では無く、本社機能を持った個人事務所と考えて宜しいでしょうか。又は、全国に支店を持つ建築設計事務所で熊本県での事務所登録をおこなっている支店・営業所も含まれるのでしょうか。	商業登記の法人をいい、その本店又は主たる事務所の住所が熊本県内であることをいいます。 後段の質問については、上記により含まれません。
2	公募型プロポーザル実施要項	P.4 P.5	4 参加資格要件(1)クの設計業務履行実績※2及び5 配置技術者(1)アの(設計)実績※3において新築の基本設計のみの委託契約の場合、基本設計業務を実績として扱ってよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
3	公募型プロポーザル実施要項	P.4 P.5	同上の設計実績として、建築設計コンサルタント業務である新築の基本計画業務を実績として扱ってよろしいでしょうか。	設計業務に限ります。
4	公募型プロポーザル実施要項 公募型プロポーザル評価要領	P.4 P.2	同上において実施要項における公の施設※1の施設事例と、評価要領における類似業務※1で明記されている種類の建物用途に食い違いがあります。後者の用途から想定される延床面積の規模は、計画施設で想定されている延床面積よりも大幅に大きな施設規模が想定され、計画施設規模と整合しないことから、上位図	実施要項では参加資格要件としての実績を求め、評価要領では明示した用途による実績に応じて、企業の実績と配置技術者をそれぞれ評価することとしています。

			<p>書である前者の実施要項を優先してよろしいでしょうか。</p> <p>実施要項：告示15号別添二の第7号（小・中学校）や第1類の用途が含まれる。</p> <p>評価要領：第7号が除かれ、第2類の明記がある。</p>	<p>なお、実施要項の参加資格要件を満たすが、評価要領における同種業務と類似業務に該当しない場合は、様式第5号の「業務実績」における「種別」欄については、空白としてください（例：告示15号別添二の第1類の用途の実績のみがある場合など）</p>
5	公募型プロポーザル実施要項	P. 6	<p>7 参加表明書の提出等（2）提出書類 「②参加資格の確認資料」とは、どのような資料を提出すればよろしいでしょうか。</p>	<p>実施要項「4参加資格要件」カ、キ、クを確認できる資料となります。（建築士事務所登録証明書、実績を証明する書類等）</p> <p>アからオについては、連合にて確認します。</p>
6	公募型プロポーザル実施要項	P. 6	<p>7 参加表明書の提出等（2）提出書類 「②参加資格の確認資料」とは、3頁の4参加資格要件の（1）ア～クの全ての資料でしょうか、ご指示願います。</p>	<p>No. 5の回答を参照ください。</p>
7	公募型プロポーザル評価要領	P. 3	<p>3 一次審査の評価方法（1）ウ 技術職員の資格取得状況は、応募者企業のみ有資格者で算定するのでしょうか。若しくは協力事務所についても合わせて算定するのでしょうか。</p>	<p>応募者企業のみとなります。</p>
8	様式（業務実績書）	様式第5号	<p>1 企業の実績イ 耐震構造建築物の設計実績の※耐震安全性の分類がわかる書類は、契約書や設計仕様書に明示がない場合、基本設計書や構造計算書の概要等、設計業務の成果物でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>

9	基本設計・実施設計業務委託特記仕様書 公募型プロポーザル評価要領	P. 7 P. 6	特記仕様書 2 設計業務の内容及び範囲(5)ケの免震構造等の性能評価や大臣認定の資料作成及び申請手続きが明記されておりますが、基本計画のP. 14では耐震構造か免震構造の検討は基本設計で検討することになっております。一方、評価要領4二次審査の評価方法に基本設計・実施設計業務コストとして業務委託料を区分した参考見積書の合計金額が評価項目に入っております。基本設計の検討により免震構造で計画することになった場合、性能評価や大臣認定の業務費及び手数料が新たに必要になり、耐震構造の場合の業務委託料と異なりますが、どのような条件で見積書を作成するのかご教示下さい。	耐震構造を条件として見積書を作成してください。
10	基本設計・実施設計業務委託特記仕様書	P. 7	前質疑に関連し、免震構造で計画することになった場合、一般的に、構造設計業務が耐震構造より高度になり、実施設計業務の期間と性能評価や大臣認定の手続きにより、確認申請等手続きのみの場合より申請業務の期間が長く必要になります。そのため、免震構造となった場合は設計条件及び契約内容の変更となり、設計工期の延長が認められると考えてよろしいでしょうか。	現在のところ設計工期の延長は考えておりません。
11	基本設計・実施設計業務委託特記仕様書	P. 2	第1-4-(6)その他イにおいて、(イ)用地造成工事に協力することとありますが、造成設計、水路上の橋の設計及び開発行為に関する協議・手続き等の申請業務は別業務と考えてよろしいでしょうか、ご指示願います。	造成設計及び開発行為については、お見込みのとおり。 水路上の橋の設計については、今回の事業に含みます。
12	基本設計・実施設計業務委託特記仕様書	P. 2	「第2 業務仕様」には、開発許可に係る業務についての記載がありませんが、今回の基本設計・実施設計業務委託には含まれないと考えてよろしいでしょうか。	No. 11の回答を参照ください。
13	基本計画(参考資料・図面)	資料-03	基本計画の資料03において敷地図がありますが、敷地のCADデータを提供していただけないでしょうか。	CADデータはありません。